

[事案 2019-102] 新契約無効請求

・令和2年6月4日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年9月に募集代理店を通じて契約した終身型変額保険について、以下の理由により、契約を無効にし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 契約締結時にリスクや重要事項の説明がなかったため、元本割れリスクや為替リスクを理解していなかった。
- (2) 希望していたのは年金・貯蓄目的で、養老年金のようなものだったが、本契約はそうではなかった。
- (3) 意向確認書兼適合性確認書は、募集人に言われるがままに丸をつけただけである。
- (4) 募集人から、本契約以外の選択肢の提案がなかった。
- (5) 募集人から、利率が悪くなる前の最後の時だから、金額はこれから変更させられるから、と言われて加入した。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約締結時にリスクや重要事項の説明をしている。
- (2) 申立人は、意向確認書兼適合性確認書に記入・署名した。
- (3) 申立人は、カスタマーセンターへの申出で初めてリスクを知ったというが、申出記録によると、それ以前にリスクについて認識していたことがうかがわれる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、リスクや重要事項の説明がなかったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告した。しかし、申立人からは相当期間にわたり回答が無く、和解案を受諾する意思がないものとして、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人のニーズに合致しているかどうかの確認を十分に行わず、また、申立人に契約内容を十分に理解させないまま本契約を案内していた可能性を否定できない。
- (2) 募集人が、申立人に契約内容や申込書の確認を十分にさせないまま手続を進めたことが推認される。
- (3) 貯蓄性の高い保険を求める申立人に対して、募集人が他の選択肢を案内していれば、申立人の理解を深めた可能性も否定できない。